第

175

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 9月16日 金曜日

編集発行人

株式会社 船井総合研究所 株式会社 FPシミュレーショ

取締役三上

元

TEL:06-314-3901

金銭債権の現物出資で最低資本金クリア

Q:社長が会社に対する金銭債権を現物出資することによって増資する方法が認められたそうですが・・・・。

A:大阪法務局の照会に対して、法務省が回答したものですが、照会によりますと、A社は、定時株主総会の直前に行われた取締役会において、新株60株(1株の発行価額5万円)の発行を決定し、新株はすべて代表取締役であるBが引き受けることとなりました。

増資は、A社とBとの間における金銭消費 貸借契約に基づく金銭債権300万円を現物 出資する方法で行なわれ、新株発行は、その 後の定時株主総会で承認され、A社は増資の 登記申請を行ないました。

この登記申請について、法務省は、受理しても差し支えない旨の通知を行なったものです。

この方法によると、会社が代表取締役などに対して負っている金銭債務(負債)をそのまま資本金に振り替えることとなり、新たに金銭出資をしなくても増資が可能となるわけですから、最低資本金をクリアするための有力な手段となることでしょう。

ただし、現物出資は資本等取引になり法人 税法上は問題はありませんが、各株主の持株 割合が変化するような増資は、新株引受権の 贈与の問題も発生しますので、注意が必要と なります。時価よりも著しく低い価額で発行 すると、贈与とみなされる価額が高く算定さ れることになるので、1株の発行価額の調整 も一考すべきでしょう。







